

よくあるお問い合わせ（FAQ）

■申込書類・使用量証明書について

Q 1. 事業所名を伝えれば、事業所内の全てのガスメーターの使用量証明書を発行してもらえますか？

A 1. このたびの「温室効果ガス排出量の総量削減義務と排出量取引制度」における「事業所」の範囲 について、弊社として特定することができかねます。また、各ガスメーターのご使用者が異なる場合 もあり、お客さま（証明書発行のご請求者）に対象となるガスメーター（お客さま番号）をご指定の上、 お申込み頂くことをお願いしております。

Q 2. 「ガス契約者名義」欄には「ご使用者名義（ガス検針票等に記載のお名前）をご記入ください」とありますが、「ガス契約者名義」と「ご使用者名義」が異なる場合は、どちらを記載するのですか。

A 2. 基本的には「ご使用者名義」をご記入ください。

ただし、ご使用者名義を店名で登録されている場合、押印が困難であったり、店名変更により承諾書の再提出が必要となるため、ガス契約者名義もしくは支払者名義をご記入いただくことをおすすめします。

Q 3. 検証機関には、「ガス使用量に関する証明書」ではなく「検針票」を提示することで足りるのでしょうか？

A 3. 当社が毎月発行しております「検針票」の提示で可能です。

なお、環境保全の取り組みの一環として、ガス・低圧電気における毎月の検針時にお届けしている紙の検針票（ご使用量のお知らせ）を、2024年10月末をもって廃止し、ペーパーレス化します。同年11月以降は、ご使用量・ご請求額などの確認は、[Web 会員サービス「myTOKYOGAS」](#)または[「myTOKYOGAS ビジネス」](#)をご利用ください。

Q 4. 申込書類は、東京ガス株式会社 情報開示センターへのFAX送付でもよいのでしょうか？

A 4. お客さま情報保護と申込書類の押印確認の観点から、FAXの取り扱いはいたしません。

Q 5. 書式A、書式Bに添付する本人証明書類は、申し込みの度ごとに添付が必要ですか？

A 5. 書式A・・・都度ご提出をお願いします。過去2年間の使用量・ご請求額などの確認は、[Web 会員サービス「myTOKYOGAS」](#)または[「myTOKYOGAS ビジネス」](#)をご利用いただければ、書類の提出などすべて不要となりますので、こちらのご利用をおすすめいたします。

書式B・・・初回のみ必要となります。2回目以降は送付先住所に変更がなければ不要と致します。前年度に証明書を代引郵便にてお届けしたことをもって所在地・本人確認は済んでい

ると判断させていただきます。

Q 6. 以前に「ガス使用量のデータ開示承諾書」原本を提出しましたが、使用者（または代理人）の名称（商号）が変更になりました。申込時に新たな承諾書原本を再度提出する必要があるのですか？

A 6. お手数ですが、承諾書の再提出をお願いいたします。承諾書の記載内容に変更が生じた場合は、最新の内容で承諾書の再提出をお願いします
なお、当社に対しての変更手続きの方法によって提出書類が異なります。

【承諾者(使用者・支払者・契約者)の場合】

名義変更の場合・・・当社に提出した「名義変更依頼書」のコピーもしくは対外的に発信した文書(<例>〇〇〇有限会社は・・・年・月・日より〇▼■株式会社に社名変更しました。)

といった案内文を代理人にご提出いただければ、書類の再提出は不要とします。

代理人は当社にこの書類を提出願います。

変更日をもって契約を解約した場合・・・ガス料金の支払いを変更前後で分けることとなるため承諾書の「契約終了」にあたるため、変更後の名義人にて書式Cをご提出願います。

【代理人の場合】

社名変更の場合は承諾者の名義変更の場合と同様の書類を書式Bに添えてご提出いただければ、変更後の社名を書式Cに記載の社名と同じとみなして継続して発行させていただきます。

なお社名変更でない別法人からの依頼はお受けすることはできません。改めて書式Cをすべて取り揃えていただき、初めて当社に対して申請する扱いとなります。

■費用について

Q 7. 証明書発行に必要な費用は「税込み」ですか？

A 7. 税込みです。消費税額につきましては、証明書に同封するインボイス制度対応の請求内訳書に記載しております。

Q 8. 証明書発行に必要な費用は、依頼の都度必要ですか？

A 8. ご依頼の都度、必要となります。

■本人証明について

Q 9. 本人証明書として「検針票のコピー」とありますが、いつの検針票が必要ですか？

A 9. 開示請求対象となるご使用場所の検針票のコピーであれば、検針年月の指定はありません。

■代理人を通じた申請について

Q 1 0. ビルオーナーとしてテナントを含む建物内すべてのガス使用量証明を発行してもらうときに、なぜテナントの「承諾書」が必要なのですか？

A 1 0. 弊社にはお客さまの情報を適切に管理する責務があり、保有するお客さま情報について開示をご希望される場合には、お客さま（ガス使用者）ご本人からのお申し出であることを確認した上で、法令等に基づく合理的な範囲内において対応させて頂いております。したがって、ビルオーナーさまがテナントさまを含めたガス使用量証明の発行をご希望される場合は、ビルオーナーさまはテナントさまの代理人として情報開示の申請をして頂く必要があります。その際は、代理人への情報開示についてテナント様ご本人が承諾されていることが分かる書類のご提出をお願いしております。お手数をおかけしますが、ご理解頂きますようお願い致します。

■検針期間について

Q 1 1. 東京都環境確保条例の対応をするために、毎月1日から月末までの使用量が把握できるように、検針期間を変更できないでしょうか？

A 1 1. できません。しかし、検針期間の変更を伴わずに、対応は可能です。「特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン」にて、「年間燃料等使用量は各年度の4月～3月分の購買伝票等の合計値とする。つまり、検針日が月途中であるために、請求された燃料等使用量が月始から月末の期間の燃料等使用量を示していない場合も、各月の購買伝票等に示された数値を合計した値を年間燃料等使用量とする。」とされています。

■承諾書書式の改定について

Q 1 2. なぜ書式A、書式Cを一つずつにしたのか？

A 1 2. 従来は証明件数等によって書式が分かれていましたが、ガス小売全面自由化以降、証明件数の変動が激しくなり、お客さまに書式の再取得をお願いすることが増えたため、手続きの煩雑さを解消するために、2024年度からそれぞれの書式を統合しました。

なお、改定前の書式Cで既に提出いただいている場合は、新しく改定後の書式Cを取得し直していただく必要はありません。